

# 東京国税局からのお知らせ

## 神田署、日本橋署、小石川署の資産課税部門の廃止について

税務行政につきましては、日頃からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京国税局では、令和5年7月以降、下表のとおり、3署の資産課税部門を配置しないこととし、資産課税事務を広域運営することといたしましたのでご承知おきください。

資産課税部門を 廃止する署	廃止署の資産課税事務を 担当する署
神田署	麹町署
日本橋署	京橋署
小石川署	本郷署

※ 令和5年7月以降、神田署、日本橋署、小石川署の資産課税事務に関するお問い合わせは、各署の資産課税事務を担当する麹町署、京橋署、本郷署の資産課税部門にご連絡いただきますようお願いいたします。